

平成29年 No.3

○東京学芸大学環境安全委員会規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

施設長の選出方法の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

施設長の選出方法の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 2 月 3 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第 3 号

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学環境安全委員会規程（平成20年規程第 6 号）の一部について，別紙新旧
対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部改正について

改正理由：施設長の選出方法の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (任務) 第4条 1～3 〔省略〕 4 委員会は、本学において排出する有害廃棄物の適正な処理対策を講ずるため、次に掲げる事項について審議する。 (1) 有害廃棄物の調査に関する事項 (2) 有害廃棄物の貯留等の管理方法及び管理体制に関する事項 <u>(3) その他の有害廃棄物の処理の基本に関する事項</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成29年2月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (任務) 第4条 1～3 〔省略〕 4 委員会は、本学において排出する有害廃棄物の適正な処理対策を講ずるため、次に掲げる事項について審議する。 (1) 有害廃棄物の調査に関する事項 (2) 有害廃棄物の貯留等の管理方法及び管理体制に関する事項 <u>(3) 東京学芸大学有害廃棄物処理施設長の推薦に関する事項</u> <u>(4) その他の有害廃棄物の処理の基本に関する事項</u> 〔省略〕